

テーマ: **上手な医療のかかり方**



Q. 働き方改革を進め、医師の時間外労働を減らしたいと思っても、患者さんが受診されれば断るわけにはいかないため、なかなかうまくいかない。どうしたらいいのだろうか？

A. 患者さんが受診する限り、職員は所定労働時間外であっても対応することとなります。医療機関側の努力のみでは、職員の労働時間はなかなか減らすことはできません。患者側も医療を受ける際の意識を変えていくことが必要です。

厚生労働省では、「上手な医療のかかり方を広めるための懇談会」が開かれ、『いのちをまもり、医療をまもる』国民プロジェクト宣言！』が宣言されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000458856.pdf>

職員は常に患者さんに最善を尽くして働いています。職員の健康を守るためにも、患者さんに「上手な医療のかかり方」を知っていただけるよう、待合室にポスターを貼るなど、積極的に啓発していきましょう。



ポイント

【1】「休日・夜間診療」について

職員の時間外労働の問題だけでなく、受診する患者が多いことで、本当に一刻を争う患者が後回しにされてしまうという問題があります。

- ▶ 夜間・休日は重篤な患者が最優先であることを理解してもらいましょう。
- ▶ 患者さんができる限り平日の日中に受診してくれることで、職員の健康を守り、医療の質が保たれることを理解してもらい、協力を求めましょう。

【2】 家族や本人の具合が悪く、病院に行くべきか迷っている人について

「救急車を呼ぶべきか」「すぐに病院に行った方がよいのか」それとも「待機して医療機関が開いているときに受診すればよいのか」迷った時、「まずは、消防庁の救急安心センター(#7119)に相談する」ということを周知することで、適切な受療行動を促しましょう。



無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします(秘密厳守)。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345 (平日 9時30分から 17時30分まで)

詳細はこちらから検索! ⇒



勤務環境かいぜんサポートナビ